

病床の整備計画募集要領

1. 目的

奈良県保健医療計画（令和6年3月策定のものをいう。以下同じ。）に定めた保健医療圏ごとの基準病床数及び地域医療構想における2025年の必要病床数に対して、既存の一般病床・療養病床の病床数が下回る圏域（以下「病床整備可能圏域」という。）について、病床整備の事業計画（病院及び有床診療所の開設・増床等）に関する協議を受け付け、奈良県保健医療計画の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図ることを目的とする。

2. 対象とする計画

病床整備可能圏域において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する計画について、事前協議を受け付ける。

なお、被採択者は、遅くとも令和8年度末までに当該計画に係る医療法で定められた許可を受け、着工しなければならない。

- （1）医療法第7条第1項に規定する病院又は診療所（ただし、病床を有するものに限る。）の開設に関する計画
- （2）医療法第7条第2項に規定する病院及び診療所の病床数の増加又は病床の種別の変更に関する計画
- （3）医療法第7条第3項に規定する診療所の病床の設置又は病床数の増加に関する計画

ただし、以下の条件を全て満たすものに限る。

- ① 奈良県保健医療計画の趣旨に沿ったものであること。
- ② 実現性を有していること。

3. 対象とする圏域及び病床数（令和6年4月1日現在）

圏域の区分及び募集の対象となる一般病床・療養病床の数は下記のとおり。

圏域	市町村	対象病床数
西 和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	174床
合 計		174床

4. 事前協議の受付方法等

- （1）受付期間：令和6年5月1日から同年6月30日まで ※当日消印有効
（受付時間：平日（県庁開庁日）の8:30～12:00 及び 13:00～17:15）
- （2）受付方法：奈良県地域医療連携課に持参又は郵送
- （3）別紙「欠格事由非該当申出書」に記載する欠格事由に該当する者からの協議は受け付けないものとする。
- （4）提出書類（各2部）：事前協議書
様式1-1及び様式2-1
欠格事由非該当申出書
添付書類
（詳細は、別紙「記入要領及び提出書類等」のとおり）

5. 事前協議の審査・採択について

事前協議書の内容について、2の①及び②で示す条件を満たすものか審査するため、県によるヒアリングを実施するとともに、奈良県地域医療構想調整会議の場に、応募者の出席・説明を求め、意見を聴取する。その上で、県は、意見聴取結果を踏まえ、対象病床数の範囲内で病床の配分について、奈良県医療審議会に諮問する。

県は、奈良県医療審議会での意見聴取を踏まえ、対象病床数の範囲内で病床の配分を決定し、速やかに応募者にその結果を通知する。

なお、事前協議書における病床数の総数が、対象病床数を超過した場合は、2の①及び②で示す条件を審査した上で、対象病床数の範囲内で病床の配分を決定する。

6. 採択後の進捗

被採択者は、着工までの間、四半期ごとに事業の進捗状況を県に報告するものとする。

7. 事業計画の変更

被採択者は、やむを得ず事前協議書に示す事業計画を変更する必要がある場合は、県と協議し、県の承認を受けなければならない。なお、県は、必要に応じて、奈良県地域医療構想調整会議又は奈良県医療審議会の意見を聴くものとし、被採択者は、県から求められた場合は、出席・説明を行わなければならない。

8. 採択決定の取消

県は、被採択者が令和8年度末までに着工しなかったとき又はその他県が認める場合において、採択決定を取り消すものとする。

9. 留意事項等

- ・ 応募者は、奈良県保健医療計画（令和6年3月策定）に定める医療提供体制の整備が図れるよう協力し、この要領に定める手続き等を遵守するものとする。
- ・ 病床整備可能圏域における病床の整備計画の募集については、この要領に定めるもののほか、「病院の開設等に関する指導要綱」に従って行うものとする。
- ・ 受付期間内に応募者がいなかった場合及び3で示す対象病床数に満たさなかった場合、また、他の圏域で病床整備対象圏域が発生した場合は、次年度の上記期間に再受付を行うこととする。

【参考スケジュール】

- 令和6年5～6月：病床整備計画の公募
- 〃 6～8月：奈良県による事前審査
- 〃 8～9月：奈良県地域医療構想調整会議
- 〃 9～11月：奈良県による病床配分案の決定
- 〃 11月頃：奈良県医療審議会
- 〃 12月頃：病床の配分決定